

浜松市自転車活用推進計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市自転車活用推進計画（案）」とは

浜松市自転車活用推進計画は、これまで市が個別の計画で実施していた自転車に関連した取組等について、自転車活用推進法第11条に基づき、市の自転車施策の総合的な計画として策定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和元年12月16日（月）～令和2年1月15日（水）

3. 案の公表先

道路企画課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	道路企画課（市役所本館4階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-8021 浜松市中区元城町103番地の2 道路企画課あて
③電子メール	dourokikaku1@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3737-0045（道路企画課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和元年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

土木部道路企画課（TEL 053-457-2427）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要
- 浜松市自転車活用推進計画（案）
 - 1 計画の目的・区域・期間・位置づけ ……P 1～5
 - 2 浜松市の自転車に関する現状及び課題、計画の基本方針 ……P 6～32
 - 3 実施すべき施策及び具体的措置 ……P 33～55
 - 4 計画の推進に関する事項 ……P 56
 - 5 参考資料 ……P 58
- 意見提出様式（参考） ……P 81

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市自転車活用推進計画（案）								
趣旨・目的	これまで市が個別の計画で実施していた自転車に関連した取組等について、自転車活用推進法第 11 条に基づき、市の自転車施策の総合的な計画として策定するもの。								
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の活用を総合的かつ計画的に推進し諸課題への対応を図るため、自転車活用推進法が施行し（H29）、国は法に基づき自転車活用推進計画を閣議決定した（H30）。また、市町村計画についても、法第 11 条に策定の努力義務が規定されている。 ・一方で、市は法施行前から自転車走行空間等整備計画(H25)に基づく自転車道等の整備を実施してきた。 ・本市においても、自転車走行空間等整備計画に基づく自転車者走行空間の整備、浜名湖周遊自転車道等（ハマイチ）の日本風景街道の認定、浜名湖サイクルツーリズム推進会議の設立等によるサイクリスト受入れ環境の向上等を受け、自転車活用の機運が高まる状況にある。 								
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで市内で個別に実施していた自転車の利活用に関する取組について、本計画内の中で基本方針、施策、具体的な措置として位置付けた。 								
案のポイント （見直し事項など）	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市の現状、課題、および自転車の利活用に関するこれまでの取組を鑑み、以下の 4 つの観点で基本方針を設定した。 （1）安全・安心な通行環境の確保 基本方針 1：自転車利用者等が安全・安心して移動できる環境づくり （2）自転車の利活用の拡大 基本方針 2：自転車の利活用を高める （3）サイクルスポーツ・健康 基本方針 3：サイクルスポーツの振興と自転車活用による健康増進 （4）ツーリズム 基本方針 4：サイクルツーリズム ・上記取組の推進にあたっては、市民、自転車利用者、自転車店、自転車関連団体、商工会議所、観光協会、大学教授等学識経験者、企業等と連携・協力した体制で推進する。 								
関係法令・ 上位計画など	自転車活用推進法第 11 条								
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和元年 12 月～令和 2 年 1 月</td> <td>案の公表、意見募集</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 2 月</td> <td>案の修正、市の考え方の作成</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 2 月</td> <td>意見募集結果、市の考え方の公表</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 3 月</td> <td>浜松市自転車活用推進計画施行</td> </tr> </table>	令和元年 12 月～令和 2 年 1 月	案の公表、意見募集	令和 2 年 2 月	案の修正、市の考え方の作成	令和 2 年 2 月	意見募集結果、市の考え方の公表	令和 2 年 3 月	浜松市自転車活用推進計画施行
令和元年 12 月～令和 2 年 1 月	案の公表、意見募集								
令和 2 年 2 月	案の修正、市の考え方の作成								
令和 2 年 2 月	意見募集結果、市の考え方の公表								
令和 2 年 3 月	浜松市自転車活用推進計画施行								

